

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (南西部振興) 一
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (NPO活動推進課) 一
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 二
- 埼玉県立大学法人化支援業務委託に係る随意契約の相手方の公募 (保健医療政策課) 二
- 新堀土地改良区の役員就任届 (春日部農林) 四
- 越谷東口市街地再開発組合の理事長の住所の変更の届出 (市街地整備課) 四
- 県立坂戸ろう学校外二校コンピュータ教室用機器等貸借に関する入札公告 (特別支援教育課) 四
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消告示 (税務課) 六
- 建築基準法に基づく道路の位置

の指定

- 〃 (東松山県土) 六
- 〃 (秩父県土) 七
- 〃 (秩父県土) 七
- 開発行為に関する工事の完了公告 (秩父県土) 七
- 県道熊谷小川秩父線の区域の変更 (秩父県土) 七
- 県道上尾久喜線の供用の開始 (杉戸県土) 八
- 開発行為に関する工事の完了公告 (〃) 八
- 埼玉県教育委員会定例会の招集 (教委・総務課) 八
- 地方公営企業等の労働関係に関する法律第五条第二項の規定に基づく認定の告示 (労働委) 八
- 埼玉県告示第七百四十三号中訂正 (社会福祉課) 九
- 埼玉県告示第七百四十六号中訂正 (〃) 九

告示

埼玉県告示第九百四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年七月四日
埼玉県知事 上田清司

埼玉県ふじみ野市上福岡四丁目六番地十一号インデンビル一階三号室

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して在宅生活と社会参加を支援する事業を行い、障害者の自立生活を普及させ、障害者と健常者が共に生きる社会の実現に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第九百五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年七月四日
埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十年七月四日
埼玉県知事 上田清司

平成二十年六月二十四日
 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
 特定非営利活動法人埼玉大学出版会
 事業部

三 代表者の氏名

岡部 恒治

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市桜区下大久保二二

五 埼玉大学総合研究機構棟三〇一室

五 定款に記載された目的

この法人は、埼玉大学において蓄積された学術資源を、出版事業や講演会などを通して外部に公開し、埼玉大学の研究・教育活動の活性と充実に寄与するとともに、広く地域社会の学術・文化・産業の発展に貢献することを目的とする。

埼玉県告示第九百六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部

NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(Url: <http://www.saitamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年七月四日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十年六月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人生活介護ネットワーク

ワーク

三 代表者の氏名

宮崎 榮二

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市見沼区中川二九九

一

五 定款に記載された目的

生活介護ネットワークは、高齢社会にあつて、安心して老後を迎えることができる充実した福祉制度、および地域社会実現のために、年齢、性別、職業を越えた幅広い層の人々がともに考え、学び、行動する会です。私たちの会は、市民が求める福祉について調査、研究、提言するとともに、高齢者障害者等、市民の生活自立を支援するサービスを提供することを通じて、よりよい市民社会を目指します。

埼玉県告示第九百七号

次のとおり随意契約に付するため企画提案を公募する。

平成二十年七月四日

埼玉県知事 上田 清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立大学法人化支援業務委託 一式

(2) 調達案件の概要

埼玉県立大学の法人化に向けて必要な各種準備業務(財務会計制度、人事労務制度、組織運営体制及び目標評価制度の構築等)に対する支援

(3) 履行期間

契約締結日から平成21年3月31日(火)まで

(4) 履行場所

埼玉県保健医療部保健医療政策課が指定する場所

(5) 契約方法

本件契約は、企画提案書に基づき最優秀企画提案者を選定し、当該提案者と提案内容に沿って契約内容の協議・調整を図り契約を締結する随意契約(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号該当)とする。

2 企画提案参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、A等級、B等級又はC等級に格付けされた者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(5) 過去5年間において、国立大学又は公立大学で類似する業務の契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。

3 企画提案書の提出場所等

(1) 企画提案書の提出場所、募集要項及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県保健医療

部保健医療政策課県立大学法人化推進担当 関 秀治 電話048—830—3229

(直通)

(2) 募集要項及び仕様書の交付方法

ア インターネットからダウンロードする場合

埼玉県ホームページ保健医療部保健医療政策課コンテンツに掲載する。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A04/BA00/core.html>

イ 紙媒体で入手する場合

この公告の日から平成20年7月18日(金)までの午前9時から午後5時までの間、上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 企画提案書の提出場所、受領期限及び提出方法

ア 場所

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県保健医療部保健医療政策課県立大学法人化推進担当

イ 受領期限

平成20年7月23日(水)午後5時(必着)

ウ 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送の場合は書留郵便によること。

4 その他

(1) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の1以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号)第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 企画提案書の無効

次に掲げる企画提案書は、無効とする。

ア この公告に示した参加資格のない者の提出した企画提案書

イ 企画提案者の押印のない企画提案書

ウ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない企画提案書

エ 押印された印影が明らかでない企画提案書

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 選定方法

ア 企画提案書について、埼玉県立大学法人化支援業務委託候補者選定委員会

設置要領(平成20年5月26日付け保政第212号)第1条に基づく候補者選定委員会において別記審査基準に従って審査を行い、最優秀企画提案者を選定する。

イ 審査は提出された企画提案書により選考し、プレゼンテーションは行わない。

ウ 契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀企画提案者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行ったうえで、双方が合意に至った場合に随意契約を締結する。

エ 最優秀企画提案者との協議が整わなかったときは、次順位以降の企画提案者と順次協議を行い、合意した者と契約を締結する。

(5) 上記(4)アで選定した最優秀企画提案者と8月上旬を目途に契約を締結する。

(6) その他詳細は、募集要項及び仕様書による。

別記

審査基準表

項目	項目番号	審査の着目点
支援内容	1	財務会計制度の構築に関する支援の内容
	2	財務会計システム導入に関する支援の内容
	3	人事労務制度の構築に関する支援の内容
	4	人事労務システム導入に関する支援の内容
	5	組織運営体制の構築に関する支援の内容
	6	目標評価制度の構築に関する支援の内容
	7	その他の支援可能な業務の内容
価格	8	他の企画提案者の価格と比較して優位にあるか
	9	主担当者の経歴、本件業務に関係する資格の内容
支援体制	10	その他の担当予定スタッフの人数、担当分野、支援の方法
	11	これまでに法人化を支援した件数・業務の内容

埼玉県告示第九百八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、新堀土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十年七月四日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	本澤安治	蓮田市大字江ヶ崎一五八六
同	中村和夫	同 黒浜一〇三二
同	横田保男	南埼玉郡白岡町大字実ヶ谷三六八
同	保栖宏	蓮田市大字黒浜五三〇
同	伊勢谷伊一郎	同 同 三二
同	大澤利信	同 同 笹山七七六
同	新井弘	同 同 江ヶ崎七九八の一
同	吉川健治	同 同 黒浜一六六一
同	関根昇	さいたま市岩槻区大字古ヶ場五二二
同	小林一俊	蓮田市大字江ヶ崎一三二四の一
同	吉澤吉郎	同 同 黒浜一八四六
同	新井富男	さいたま市岩槻区大字鹿室九三二
同	山本孝次	蓮田市大字笹山六〇五
同	中里仁	さいたま市岩槻区大字鹿室一三七〇
同	小川久雄	蓮田市大字江ヶ崎二〇六八
同	増田藤作	同 同 黒浜四八七二
二 退任		
職名	氏名	住所
理事	本澤安治	蓮田市大字江ヶ崎一五八六
同	中野久	同 同 黒浜一二二九の一
同	澁谷勝利	同 同 一〇五
同	中村和夫	同 同 一〇三二
同	保栖宏	同 同 五三〇
同	増田勝美	同 同 五〇五六の二

理事	中里一郎	さいたま市岩槻区大字鹿室五四の二
同	横田保男	南埼玉郡白岡町大字実ヶ谷三六八
同	石井俊治	蓮田市大字江ヶ崎一七六三
同	増田藤作	同 同 黒浜四八七二
同	岡田誠一	同 同 笹山四七二

埼玉県告示第九百九号

平成二十年七月四日

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八条第一項の規定により

越谷駅東口市街地再開発組合から理事長

の氏名及び住所の届出があったので、次

のとおり公告する。

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第九百十号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年七月四日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量 県立坂戸ろう学校外2校コンピュータ教室用機器等貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間 平成20年9月1日(月)から平成25年7月31日(水)まで

ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額

又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(4) 履行場所 埼玉県教育庁県立学校部特別支援教育課が指定する場所

(5) 入札方法 本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同シス

テムは、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同シス

テムは、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同シス

テムは、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同シス

テムは、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同シス

テムは、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同シス

テムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成18年埼玉県告示第1543号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱（平成8年6月13日付け出物第180号）に基づき指名停止期間中でない者であること。

(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成19年3月27日付け出物第1153号）に基づき指名除外措置を受けていない者であること。

(5) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書及び仕様書の入手方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードする場合
 入手手順は、下記のとおり

イ 埼玉県ホームページを開く。

ロ 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。

ハ 埼玉県電子入札総合案内（工事・物品）メニュー内の「3：システム入口」を選択する。

ニ 「入札情報公開システム」を選択する。

ホ 調達機関名は「埼玉県」を選択する。

ヘ 「物品等」を選択する。

ト 「1 発注情報の検索」を選択する。

チ 「1 発注情報の検索」を選択する。

(ウ) 検索ボタンをクリックする。

(ク) 本人入札案件を選択する。

イ 紙媒体での入手を希望する場合

下記(2)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡をすること。）。

(2) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先（上記(1)アの場合を含む。）

〒330—9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号第2庁舎10階
 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 見日 電話048—830—6885（直通）

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年7月25日（金）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年7月24日（木）午後5時まで（必着）

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課 平成20年7月25日（金）午前11時

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成20年7月16日(水)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合
同システムから確認申請する。

イ 書類を郵送又は持参する場合
3(2)の提出場所まで郵送又は持参により提出する。

なお、郵送の場合には書留郵便とし、上記の期限内に必着のこと。

(3) 入札の無効

- 次に掲げる入札書は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

(5) 落札者の決定方法

この公告に示した貸借を履行できると発注者が判断した入札者であつて、財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(6) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(7) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県大宮県税事務所長告示第一号

地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)第七百条の六の四第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十年七月四日
埼玉県大宮県税事務所長
古庄 清

氏名又は名称	株式会社タツグチ
代表者の氏名	辰口広見
主たる事務所又は事業所の所在地	埼玉県川口市南町二丁目六番四十八号
指定取消年月日	平成二十年四月一日

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第九十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

指定番号	指定年月日	指定した道路の位置	道路の幅員(単位メートル)	道路の延長(単位メートル)	申請者の住所及び氏名又は名称
第一号	平成二十年六月二十日	比企郡ときがわ町大字番匠字台六六八番の一〇、六六八番の一及び六六八番の一三	六・〇〇 五・〇〇	二六・八八 一六・八七	埼玉県東松山市大字上唐子字下北原一四二五番の八 株式会社シバタスペース 代表取締役 高橋 浩美

平成二十年七月四日

埼玉県東松山県土整備事務所長 亀井清司

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第九十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十年七月四日

埼玉県東松山県土整備事務所長 亀井清司

指定番号	指定年月日	指定した道路の位置	道路の幅員 (単位メートル)	道路の延長 (単位メートル)	申請者の住所及び氏名又は名称
第一号	平成二十年六月二十四日	比企郡小川町大字腰越字金井九九番の四、一〇九番の二、一一〇番の六及び一一〇番の七	六・一〇	五三・九一	埼玉県比企郡小川町大字小川七一六番の二 有限会社青山商事 代表取締役根岸成美

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第九十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年七月四日

埼玉県東松山県土整備事務所長 亀井清司

二 検査済証番号

平成二十年六月二十七日
第一九〇一七六号

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡嵐山町大字平澤六五六一六
青木 政章

一 許可番号

平成二十年一月二十一日
第一九〇一四八〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡嵐山町大字平澤字金井二五四
一一一、二五四―五四

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第三十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

平成二十年七月四日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

その関係図面は、平成二十年七月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

一 道路の種類

二 路線名 熊谷小川秩父線

三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	秩父郡横瀬町大字横瀬字拾四番五八二番一地从先から同郡同町大字横瀬字拾四番五九七四番一地从先まで		七・七〇 一五・九〇	五四〇・九〇	交通安全施設整備工事による
旧			一〇・九〇 一七・四〇		

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成二十年七月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課

路線名	上尾 久喜線	供用開始の区間	久喜市大字下早見字内谷一八三五番一地先から同市大字下早見字内谷一八二九番地先まで	供用開始の期日	平成二十年七月四日	備考	延長一五六・五一メートル
-----	--------	---------	--	---------	-----------	----	--------------

代表取締役 青木和人

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第七十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。
平成二十年七月四日

埼玉県教委告示第三十三号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。
平成二十年七月四日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順一

一 許可番号

平成二十年四月七日

指令杉整第一九〇二五五〇号

二 検査済証番号

平成二十年六月二十七日

杉整第四七三一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷺宮町大字東大輪字高須賀

二一―五、一六、一七、一八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県久喜市大字吉羽一八一―九

スリーエイチ株式会社

及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年七月四日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井 順一

埼玉県労働委員会告示第四号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第五条第二項の規定に基づき、埼玉県公営企業における同法第三条第四号の職員が結成し、又は加入する労働組合(組合員である当該事業の職員が次の表に掲げる職にある者のみに限られているものを除く。)について、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条第一号に規定する者の範囲を、平成二十年六月二十六日次のとおり認定したので、告示する。
なお、平成十八年埼玉県労働委員会告示第二号は廃止する。
平成二十年七月四日

埼玉県労働委員会会長 長 島 佑 享

勤務箇所	職 名
本 庁	局長、参事、管理担当部長、水道担当部長、契約局長、課長、電気事業幹、技術評価幹、主席工事検査員、副参事、調整幹、副課長、副室長、総務課主幹(企画及び秘書に関する事務、庶務に関する事務又は人事、給与若しくは服務に関する事務を所掌する者に限る。)、財務課主幹(予算に関する事務を所掌する者に限る。)、総務課主査(管理者の秘書業務、庶務に関する事務又は人事、給与若しくは服務に関する事務を所掌する者に限る。)、財務課主査(予算に関する事務を所掌する者に限る。)、総務課主任及び主事(人事に関する事務を所掌する者に限る。)

地域機関
 機関の長、副所長、副場長、人事、給与又は服務に関する事務を担当する部長、担当部長及び担当課長

正
 誤

埼玉県告示第七百四十三号(平成二十年五月二十日第九百八十三号) 中訂正

ページ 表中 行
 十 所在地 後ろから六

誤
 川口市宮前六一一八

正
 川口市西川口四一七一七

埼玉県告示第七百四十六号(平成二十年五月二十日第九百八十三号) 中訂正

ページ 表中
 十四 サービスの種類

一行目から三行目までを削る。

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇四八―八二四―二二二一(代表)
	県 埼玉県警備第一〇一 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇四八―八六二―二九〇二(代表)